

奈良県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、奈良県と厚生労働省奈良労働局（以下「奈良労働局」という。）が、経済の活性化とくらしの向上を目指し、相互に密に連携して、求職者の就職の促進と県内企業の人材確保支援を図るため、雇用対策に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 奈良県及び奈良労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画に係る事項は、奈良県及び奈良労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

(要請等)

第3条 奈良県及び奈良労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 奈良県及び奈良労働局は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、奈良県及び奈良労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、奈良県及び奈良労働局が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、奈良県知事及び奈良労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月7日

奈良県知事

其 井 正 吾

厚生労働省奈良労働局長

小 松 克 行